

令和6年度 課の運営方針書

新南陽総合支所 地域政策課

1 課の運営方針

【課の使命】

新南陽地域において身近な住民サービスを提供する行政機関として、本庁と連絡を密にし、正確で迅速なサービスの提供に努めます。また、防災をはじめとする地域が抱える課題を解決するとともに、地域住民による地域づくりや地域振興への取組を側面から支援します。

【課の目標】

- ① 新南陽総合支所整備の推進
新庁舎の建設工事を完了し、令和6年度中に供用開始します。
- ② 自主的主体的な地域づくりの推進
住民主体による地域づくりを支援するとともに、支援体制の在り方についても検討します。
- ③ 地域防災力の強化
自主防災組織が災害時等に迅速に活動できるよう、防災意識の向上や防災知識の普及啓発に努めます。
- ④ 市民満足度の向上
迅速・正確・丁寧な対応によりプラスワンのサービスを提供することにより、一層の市民満足度の向上に努めます。

【行財政改革への取組み】

常に改善意識を持ち、適正な予算の執行と、効率的な業務の遂行に努めます。

2 担当(係)の使命(果たす役割)

(地域政策担当) 新南陽地域における総合行政サービス機関として、事務執行を円滑に行います。また、新南陽総合支所整備を推進します。
(地域づくり推進室) 住民主体による地域づくりを支援するとともに、支援の在り方についても検討します。
(新南陽ふれあいセンター) 複合施設としての多様な特徴を活かし、ふれあい豊かな地域づくりを目指します。

3 課の経営資源

(1) 課の体制

職員数	17 人	うち	正職員	9 人	・	会計年度 任用職員	8 人	人件費	正職員	64,854 千円	会計年度 任用職員	14,216 千円
-----	------	----	-----	-----	---	--------------	-----	-----	-----	-----------	--------------	-----------

※R4職員平均給与(7,206 千円)ベース

※予算計上額

(2) 事業規模

歳入予算額	602,531 千円	歳出予算額	737,512 千円	(正職員人件費を除く)	担当予算事業数	5 事業
-------	------------	-------	------------	-------------	---------	------

4 課の中期目標（優先順）第2次周南市まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げられた基本施策を実現するための推進施策

目標	推進施策	実現したい成果（最終目標）
1	9 都市経営 3 効率的かつ効果的な行政マネジメントの推進 5 公共施設等のマネジメントの推進	新庁舎の建設工事を完了し、令和6年度中に供用開始します。
2	3 地域づくり 1 地域コミュニティの活性化 1 地域の夢プランの推進	新南陽ふれあいセンターや、令和5年度に設置した地域づくり推進室を中心に、本庁担当課と連携して、地区毎の状況に応じた地域づくりに対する機運の醸成や多様化、複雑化する地域課題を自ら解決しようとする活動を支援するなど、住民主体による地域づくりを支援します。
3	4 安心安全 1 災害に強いまちづくりの促進 1 地域防災力の強化	自主防災組織や本庁担当課と連携強化を図ります。また、自主防災組織が災害時等に有効な活動を行えるよう、防災意識の向上や防災知識の普及啓発に努めます。
4	9 都市経営 2 適正かつ透明な行政運営の推進 1 適切な行政サービスの提供	迅速・正確・丁寧な対応によりプラスワンのサービスを提供することで、より一層の市民満足度の向上に努めます。
5	3 地域づくり 1 地域コミュニティの活性化 3 自治会活動の支援	自治会組織の活動を支援することにより、住民自治を推進します。
6	3 地域づくり 1 地域コミュニティの活性化 4 地域づくり推進体制の強化	「周南市新南陽コミュニティセンター等施設分類別計画（令和5年3月改訂）」及び「周南市新南陽ふれあいセンター施設分類別計画（令和5年3月策定）」に基づき、毎年自主点検を実施し、計画的な修繕を行うことで、適切な維持管理を行います。また、「コミュニティセンターの市民センター化」を含め、支援体制の在り方についても検討します。
7	2 生涯学習・人権 1 生涯学習の推進 1 生涯学習推進体制の充実	新南陽ふれあいセンターを適切に管理運営することにより、生涯学習の推進、地域の活性化を図ります。
8	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 2 安心安全な暮らしの実現	自治会が取り組むLED防犯灯の設置を支援することにより、地域内の犯罪を抑制し、市民の安心安全を図ります。
9	2 生涯学習・人権 3 スポーツの振興 1 スポーツ活動の推進	市立小学校、中学校の屋外運動場及び屋内運動場をスポーツ及びレクリエーション活動の場として開放し市民のスポーツ活動を推進します。